ふりがな：

開始事件 事件番号　令和　　年（家）第　　　　　　　号　　本人の氏名：

**監督事務報告書（初回）**

**【総合支援型】**

大阪家庭裁判所　　御中

令　和　　　　　　年　　　　月　　　　日

住　所

報告者（監督人）　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

**１　後見人等との面談等の実施状況について**※回数欄には報告対象期間の面談等の回数を記載

(1)　後見人との面談等

ア　（時期）初回　令和　　年　　月　　日　（回数）　　回

０回の場合，その理由

イ　次の事項について，後見人に説明を行った（当てはまるものすべてにチェック又は■）

□　後見人の職務と責任の説明

□　総合支援型監督人制度の説明

□　総合支援型における後見人の到達点の説明

□　監督人の職務の説明

□　今後の監督人への連絡・報告の方法や頻度等の説明

□　本人及び後見事務に関する情報の取扱いについての説明

【就任直後の職務の説明】

□　最初にすべき後見事務の説明・指示

【就任中の職務の説明】

□　財産の具体的な管理方法（選択肢としての支援商品の利用可能性を含む。）の説明

□　収支状況の記録の残し方（領収書の保管方法，金銭出納帳作成方法等）の説明

□　意思決定支援の説明

□　身上保護の具体的な方法，財産活用の説明

□　本人の意向・希望を尊重する必要性の説明

□　後見等事務報告書・財産目録・収支予定表の作成方法の説明

□　監督人の同意を要する行為の説明

□　後見人として注意が必要な事項（生計の同一回避，慶弔費の支出等）の説明

ウ　説明や面談等の結果，後見人の前記イに対する理解の程度

エ　その他面談時に当該後見人に対して特に指示，支援を行った場合，その具体的内容

(2)　本人との面談等

ア　（時期）初回　令和　　　　年　　月　　日　（回数）　　回

０回の場合，その理由

イ　面談等によって把握した事情

(ｱ)　本人の心身や生活の状況（後見人との関係を含む。）

(ｲ)　財産管理・身上保護に関する本人の意向や希望

(3)　本人の支援者・関係者（在宅であればケアマネージャーや相談支援事業所等，施設・病院に入所・入院中であれば施設職員や病院関係者等）との連携

ア　支援者・関係者の属性

イ　支援者・関係者から把握した，本人の心身や生活の状況，必要としている支援の内容

ウ　支援者・関係者から把握した本人の情報の共有など，後見人がチームの一員として連携する方法・方針

**２　後見人からの初回報告について**

(1)　提出期限の遵守状況

□　後見等事務報告書 （提出期限　　．　 ． 　 提出日　　．　 ． 　）

□　財産目録等及びその裏付け資料 （提出期限　　．　 ． 　 提出日　　．　 ． 　）

□　収支予定表及びその裏付け資料 （提出期限　　．　 ． 　 提出日　　．　 ． 　）

□　期限の徒過があった場合，その理由並びに監督人が行った指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

(2)　後見等事務報告書

ア　記載内容に関する問題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

イ　問題がある場合，監督人の行った指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

(3)　財産目録等（相続財産目録含む。）及びその裏付け資料

ア　確認事項

□　①必要十分な資料（通帳等）の適式な添付

□　②添付されている資料の原本

□　③資料及び財産目録等の記載内容

イ　上記①ないし③のいずれかの項目に関する問題の有無

□　なし

□　あり（項目番号　　　　　　　　　）

ウ　問題がある場合，監督人の行った指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

(4)　収支予定表及びその裏付け資料

ア　確認事項

□　①必要十分な資料の適式な添付

□　②添付されている資料及び金銭出納帳等の帳簿の原本

□　③資料及び収支予定表の記載内容

イ　上記①ないし③のいずれかの項目に関する問題の有無

□　なし

□　あり（項目番号　　　　　　　　　）

ウ　問題がある場合，監督人の行った指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

**３　後見人に対して行う予定の支援の概要**

(1)　後見事務について

ア　後見人と認識を共有した後見事務上の課題，後見人が考える解決方針

イ　前記アの解決方針に対する監督人の意見，監督人が行う予定の支援の概要

(2)　後見人の資質・能力について

ア　初回報告を踏まえた後見人の課題，到達点を見据えた後見人の課題

イ　前記アに対して監督人が特に行う予定の支援の概要

**４　その他，監督事務に関して報告しておきたい事項**

□　なし

□　あり（具体的な内容は次のとおり）

**(1) 意思決定支援の到達点について**

|  |
| --- |
| 意思決定支援ガイドラインの基本的な考え方に関する以下の事項について説明を受け，理解すること①　本人のことを決めるときに，本人の意思を無視して決めたり，後見人や支援者等の価値観や判断等を本人に押し付けたりしてはいけないこと②　本人が自分で自分のことを決めたり安心して自分の意見を伝えたりすることができるようになるためには，後見人や支援者等が日頃から本人と信頼関係を構築するとともに，本人が日常的な事柄について自分で決めたことを尊重される経験を重ねることが大事であること③　一見不合理に見える意思決定を行ったというだけで，本人に自分で決める力がないと判断されるものではないこと。また，本人が自分で決めることができるかどうかは，その時点でその課題ごとに判断する必要があること④　本人の意思決定について実行可能なあらゆる支援（必要な情報を提供し，本人の意思や考えを引き出すなどして，本人が意思決定をするために必要な支援をすること）を尽くしたのでなければ，本人には意思決定ができないと判断できないこと⑤　本人が自分で決めることができないときでも，まずは，明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思に基づき行動すべきであること⑥　本人の意思を推定することすらできない又は本人が表明した意思等が本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずる場合には，本人にとって最善の利益に基づく方針をとること。また，代行決定は，意思決定を先延ばしにできず，他に方法がない場合に限って行うこと⑦　本人の居所の変更等重要な事項について本人の意思決定を支援するにあたっては，支援者と協力することが大事であること |

**(2) 財産管理事務の到達点について**

|  |
| --- |
| ①　本人財産の全体を正確に把握した上で，本人財産を他人の財産とはっきり区別して管理できること②　本人の意思を踏まえて策定した本人財産の管理に関する基本的な方針に基づき，本人財産を適切に管理できること（後見人の思い込みだけで本人財産を管理してはならないことにつき，理解すること） |

**(3) 身上保護事務の到達点について**

|  |
| --- |
| ①　本人の意思を踏まえて策定した基本的な方針に基づき，本人の身上を適切に保護できること②　以下の事項について，理解すること〇　定期的に本人と面会し，本人の心身・生活状況を把握する必要があること〇　後見人は「チーム」の一員として，必要に応じて，福祉・医療等の支援者に相談すること。本人に生活上の問題点や身上面での課題が生じた場合には，支援者に適切なタイミングで相談し，その助言を受けること |

**(4) 報告事務の到達点について**

|  |
| --- |
| 以下のような基本的な事務を適切に行えること①　最新かつ的確な書式を用いて，適切な内容の書面を作成すること②　提出すべき書面・資料とそうでない書面を選別し，前者のみを提出すること③　提出すべき書面を，提出期限までに提出すること④　添付資料には，資料番号を振ること  |

**(5) 地域における相談窓口理解の到達点について**

|  |
| --- |
| 　本人が居住する地域における福祉・行政の窓口について，認識すること |